

**方針1 保健・医療のサービス拠点としての機能維持**

- 本市および湖東圏域の保健・医療のサービス拠点として、保健センター、休日急病診療所、医療福祉推進センターの機能を今後とも維持し、市民等の健康の維持・増進や、安心して生活できる医療体制の確保、在宅医療福祉の充実等につなげます。
- 休日急病診療所における適正受診の啓発等により、一次救急の役割を強化し、二次救急病院との機能分化を進めます。
- くすのきセンターを拠点として、医療、福祉等の専門職種の連携を進め、地域医療の充実化を図ります。
- 災害発生時においても、保健・医療のサービス拠点としての機能が維持されるよう、関連計画等に基づいて適切な対策・行動をとります。

**方針2 建物・設備等の適正な維持管理**

- 施設の日常的な維持管理については、職員による日常的な点検を通じて適正に実施します。
- 建物については、老朽化等の状況を踏まえて必要な長寿命化対策を計画的に実施することで、躯体への劣化の影響を抑制し、ライフサイクルコストの低減を図ります。
- 設備については、修繕・更新等の周期を踏まえて計画的な保全を行います。また、修繕・更新を行う場合は、将来の社会ニーズ等も踏まえて最適な対応策を検討します。
- 駐車場の利用集中に対しては、公共交通の利用を促し、適正な利用がなされるよう努めます。

**方針3 効率的かつ効果的な管理運営**

- 施設に入居する関連団体や、湖東圏域の各町との適正な費用負担のもとで、管理運営を行います。
- 指定管理者制度への移行は想定しないものとし、専門性の高い維持管理業務については適宜、業務委託を行います。ただし、委託を行う上では、複数年に渡る長期継続契約とするなど、効率的かつ効果的な管理運営を行います。

**方針4 施設の有効利用**

- 会議室等の諸室については、稼働状況を踏まえた上で、くすのきセンターで実施する事業への影響が出ない範囲で、医療と福祉との連携、地域住民の健康の保持増進に資するために有効活用を図ります。

■ 施設の保全計画

**【長期保全計画】**

使用目標年数の期間において、建物や設備を適正に維持管理していくため、建築（屋根、外壁等）、電気設備、機械設備の部位ごとの修繕・更新等の周期に応じた対策を計画的に行います。長期的に見込まれる保全コストのうち、金額の大きなものとしては、空調設備の更新のほか、太陽光発電設備の更新があります。

**【短期保全計画（10年間）】**

計画期間（10年間）においては、部位ごとの修繕・更新等の周期に応じた対策を計画的に行います。また、定期調査・検査報告等において補修・改善等の必要が生じた場合には、利用上の安全確保や躯体の長寿命化につながるものを中心に、計画期間の前半において優先的に対策を実施します。

**【計画策定の背景と目的】**

- 昨今、全国において、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっている中、公共施設等の計画的な更新、統廃合、長寿命化に取り組むため、本市では平成27年度（2015年度）に「彦根市公共施設等総合管理計画」（以下、「総合管理計画」という）を策定しました。
- 総合管理計画では、施設類型ごとの特性を踏まえ、個別施設計画を策定することとしており、この度、保健・医療複合施設（くすのきセンター）を対象に、長寿命化・効率化かつ効果的な運営について具体的に示した計画となる「保健・医療複合施設適正管理計画」を策定します。

**【計画の期間】**

平成31年度（2019年度）～平成40年度（2028年度）の10年間

■ 施設の概要

■ くすのきセンターの施設概要

建設年月	平成25年（2013年）12月 ※供用開始は平成26年（2014年）1月	
面積	敷地面積：4,102㎡ 延床面積：3,002㎡	
建物構造	鉄骨造 3階建て	
駐車台数	58台（うち身障者用3台、関係車両用5台）	
土地所有	市有地（彦根市立病院からの借地：平成44年（2032年）3月31日まで）	
運営	市直営	
運営時間	午前8時30分～午後5時15分 ※彦根休日急病診療所は午前10時～午後6時	
施設構成	1階	彦根市保健センター（477.96㎡） ・彦根休日急病診療所（408.96㎡）
	2階	健康推進課事務室（182.5㎡） ・医療福祉推進課事務室（52.79㎡）
	3階	彦根医師会（122㎡） ・彦根歯科医師会（48㎡） 彦根薬剤師会（48㎡） ・滋賀県ナースセンター彦根サテライト（24㎡） 彦根愛知犬上介護保険事業者協議会（24㎡） ・会議室1（122㎡）/会議室2（80㎡） 研修室（54㎡）

施設写真



## ■施設の主な役割、事業内容等

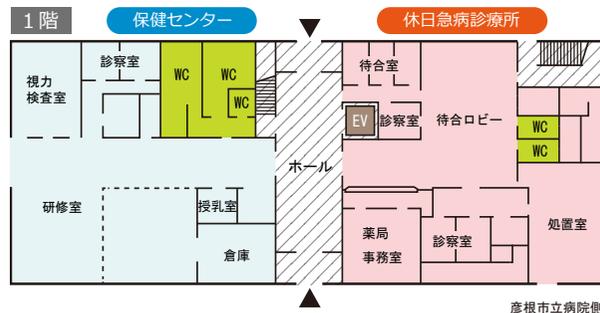
### ■くすのきセンターの主な役割と事業内容

役割	事業内容
彦根市保健センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>乳幼児健康診査などの各種健診、健康相談や保健指導の他、地域保健の推進に関する様々な事業</li> <li>妊娠期から子育て期までの様々な相談に対して、総合相談支援を提供する子育て世代包括支援センターを開設</li> </ul>
彦根休日急病診療所 ※愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町との共同運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>日曜日、祝日、年末年始における一次救急医療機関として、主に高度な検査や入院の必要がない患者を対象に診療を実施</li> <li>湖東圏域の地域医療を支える施設として、周辺の町と連携して運営を実施</li> </ul>
彦根医療福祉推進センター ※愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町との共同運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問診療（往診）や訪問看護などの在宅医療の推進、訪問介護などの介護（福祉）と医療の連携促進、医療福祉従事者の育成、喀痰吸引器などの医療機器の貸出し、在宅医療や在宅での看取りの啓発を実施</li> </ul>

### ■施設の構成

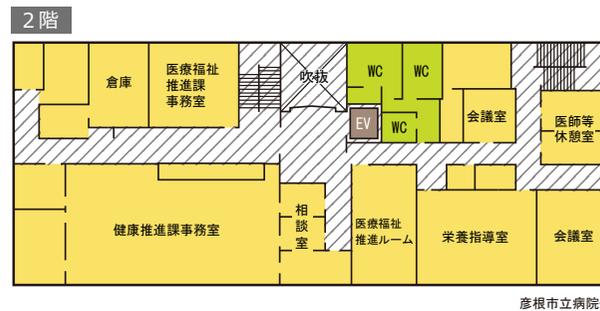
#### ➤ 1階

エントランスホールを中心に、保健センターと休日急病診療所に分かれた形式となっており、それぞれの利用用途に応じた部屋構成となっています。



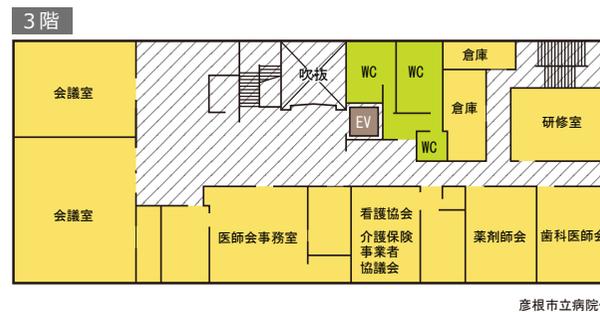
#### ➤ 2階

健康推進課と医療福祉推進課の事務室のほか、医療福祉推進ルーム、相談室、栄養指導室、会議室などとなっています。



#### ➤ 3階

会議室のほか、関係団体の事務室などとなっています。



### ■施設の主な利用状況

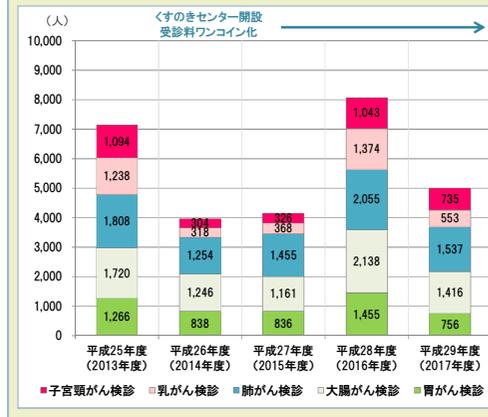
#### ➤ がん検診受診者数の状況

がん検診受診者数のうち、くすのきセンターでの受診者数は年間約4千人から約8千人となっており、年によって変動が見られます。

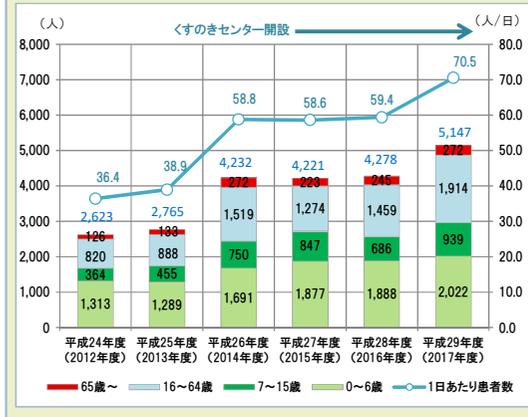
#### ➤ 彦根休日急病診療所の利用状況

休日急病診療所の受診者数は、福祉センター（平田町）で実施していた平成25年度（2013年度）までは、1日あたり40人程度となっていました。くすのきセンターへの移転開設後は1日あたり60人～70人と大きく増加しており、一次救急医療において、彦根市立病院などの医療機関との適正な役割分担が図られるようになっています。

### がん検診受診者数（くすのきセンターにおける受診者数）



### 彦根休日急病診療所 利用数の推移



### ■施設の評価

#### (1) 施設の役割や必要性に関する評価

- 高齢者数は今後さらなる増加が見込まれるなど、保健・医療サービスに対する市民のニーズは一層高まると想定されることから、くすのきセンターの役割はますます重要になると考えられます。
- また、休日急病診療所や医療福祉推進センターについては、湖東圏域の1市4町が連携して広域行政による運営を行っていることから、今後も各市町の適正な分担のもと、サービスを維持していく必要があります。

#### (2) 施設の立地面に関する評価

- 彦根市立病院に隣接し、一次救急（初期救急）から二次救急（入院を要する救急医療）への転送など、医療面での連携が図りやすい立地条件にあります。また、福祉サービスの拠点である福祉センター（平田町）にも比較的近い位置にあることから、医療と福祉の連携においても有利な環境にあります。
- 本市の人口が集積する地域はくすのきセンターより5km圏内に概ね含まれるほか、10km圏内には、市域の大半や湖東圏域の各町の人口集積地が含まれるなど、人口分布の面から見てバランスのとれた立地条件にあります。

#### (3) 建物等の性能に関する評価

- 建物の構造は鉄骨造であり、構造躯体の耐用年数から見て、今後長期間に渡る活用が可能です。一方で、今後年数を経るにつれて劣化も進行することから、屋根・屋上、外装材などの部位ごとに定期的な修繕等を行うことで、経年劣化による躯体への影響を低減し、建物の長寿命化を図っていく必要があります。

#### (4) 施設の利活用状況に関する評価

- くすのきセンターは保健・医療に関する事業を行う施設であり、多目的利用や、不特定多数の市民等による利用は想定されていない施設ではありますが、部屋によっては稼働のない時間帯等もあることから、事業に支障のない範囲で施設の設置目的に資するために有効活用を図っていくことも考えられます。

#### (5) 施設の管理運営方法に関する評価

- 効率的かつ効果的な運営の観点からは、指定管理者制度への移行といった方策も想定されますが、保健・医療に関する事業は民間事業者等が関与できる要素が少ないことから、指定管理による施設の包括的な管理運営は難しいと考えられます。